



今月のことば

monthly word

## 品質保証としての「弁理士」とその責務

日本弁理士会 副会長

中川 裕幸

### 1. 弁理士はなぜ社会に必要か

古谷会長の次にパテント誌に寄稿させていただくことになり、改めて長く弁理士をやっていることを実感します。私が弁理士になった昭和62年(1987年)と現在と何が違うのか、をふと考えると、まず真っ先に気が付くことは、新聞に「弁理士」という活字が普通に踊るようになったことです。私が弁理士になった当時、「弁理士」という職業を初対面の方に伝えることがいかに難しかったかを、鮮明に覚えています。「便利屋さん、やはり引っ越しの多い春が忙しいのですか?」と質問されることはいつものことで、「“べんりし”の“べん”は弁護士さんの“弁”で“り”は理科の“理”と書くんです」と説明したことは数知れません。私が合格した時代から四半世紀経っているので当たり前かもしれませんが、27年前は現在の状況を想像すらできませんでした。世の中に知られていなくてもいい、しかし産業の屋台骨の一つを支えていく職業だから、プロに徹して黙々と仕事をこなしていこうという矜持を持って日々仕事をしていたことを思い出します。

このように弁理士という職業が社会に知られるようになったものの、「今は弁理士の説明を省ける良い時代になってよかったなあ」と能天気喜んでる余裕はありません。昔、ある研究者の方に「特許制度なんてなくして権利フリーにした方が、経済的にも負担が小さいし有益な社会になりませんか?」と問われました。この質問は「なぜ弁理士が社会に必要なのですか?」と問われたのと同義のように思えてドキッとしたことを覚えています。我々弁理士は産業財産権のプロに徹して

いたために、産業財産権制度、ひいては知的財産権制度を当然そこにあるものとして、足元の地盤を説明することをしてこなかったように思います。自省を込めて考えれば、「経済活動をするなら、税金・保険・労務契約と同じように、知的財産権制度を利用することが当たり前だ」というスタンスであったように思います。しかし、多くのベンチャー企業や一般の人が副業で行うネット上のビジネスが生まれるようになった現代では、弁理士は、なぜ日本の社会に知的財産権制度が必要で、そのしくみはどうなっているのかをしっかりと説明する担い手になるべきです。この社会的な責務を果たすことができ初めて我々は「弁理士は社会に必要な職業だ」と答えることができるようになるのではないのでしょうか。以下、今年度の私の担当業務に絡めて考えを述べてみたいと思います。

### 2. 名刺に書かれる「弁理士」が品質保証をしているか

30年のキャリアを持つ弁理士も、この4月に登録したばかりの弁理士も、名刺には「弁理士」と書いてあるわけですから、両者が区別されることはありません。同じ「弁理士」として社会から評価されることになります。一方、「弁理士」を一つの品質保証ブランドとして考えれば、個々の弁理士の評価の総和が、その社会的評価ということになるでしょう。エジプトの遺跡の石に「近頃の若いものは・・・」と刻んであったという逸話がありますが、合格者が現在の1/7であった時代であれば、いつかは一人前になるよ、ということで、この逸話のように笑って済ませることができまし

た。しかしながら、業務未経験の弁理士資格者が増加し、またベテランにとっても毎年のように法律改正が行われ、裁判所において重要判決が出される現代においては、「弁理士ブランド」を維持するためには、新人のみならず弁理士全員のレベルを一定以上に保つ必要があります。

私は今年度、研修所を担当させていただきますが、研修所はまさに「弁理士ブランド」を維持するための弁理士の牙城だと思っています。現在、研修所が扱う事業として、弁理士法に規定する5年間・70単位の継続研修（各支部で実施される研修も研修所予算で行われています）、裁判所及び弁護士連合会に協力を仰いで実施している付記試験受験のための能力担保研修、特許庁からの委託事業である、弁理士試験合格者のための登録前の実務修習、及びその後の新人研修、ビジネス能力を向上させる知財ビジネスアカデミー（PIBA）、そして業務未経験者に特許明細書の実践的な書き方を伝授する弁理士育成塾があります。いずれも、弁理士の弁理士たる能力を維持するために不可欠な重要な事業です。その中でも古谷会長の方針のもと、昨年からは開始された弁理士育成塾は、今年度、卒業生が出ることもあり、その成果が試されています。資格者の人数が増えたのだから自由競争で淘汰すればよい、という考えもあるかもしれませんが、淘汰される前に一部の弁理士が品質の低い仕事をする事になれば、社会に迷惑をかけ、ひいては「弁理士ブランド」を低下させることになるでしょう。弁理士育成塾を軌道に乗せることはもちろん、弁理士全体にその必要性を認識してもらうことを目標とします。

なお、明細書作成に限らず、権利管理、調査、外国出願、権利戦略、著作権法や不競法などの周辺法の相談業務、さらに訴訟まで、弁理士の仕事は奥の深い業務で、研修はその入り口にすぎません。しかし、さりとて、研修所が機能し、我々弁理士が知識を得る手段ができることによって始めて、それぞれの技能・能力の研鑽へつなげることができるのです。研修所担当の副会長として、研修所が円滑に運営されることに尽力していき

たいと思っています。

### 3. 弁理士が社会に「知的財産制度」を説明しているか

東京倶楽部ビル14階の会長室には「特許と商標」と書かれた、高橋是清公の堂々たる書が飾ってあります。意匠畑出身の私としては、是清公に「特許と意匠と商標」と書いてほしかったというのは置いておくとしても、近代日本の形を作ったその一つの骨組みに産業財産権制度があったことは間違いありません。ある意味、産業財産権制度は政策ですから、アンチパテント、プロパテントのそれぞれの政策によってその幅が揺れてきました。しかし、産業財産権制度、ひいては知的財産権制度を抜きにして、技術の進歩、そして日本の経済発展は考えられなかったでしょう。

私は、知的財産支援センターの一部事業である学校教育支援を担当させていただきます。恥ずかしながら、かつて私は、「産業財産権は経済活動の手段なのだから、社会に出てから勉強すればよく、学生に教えることはない」と思っていました。しかし、後に、産業財産権制度は日本社会を形作る重要なインフラであり、それを学校教育で取り上げてもらうことは重要だと考えるようになりました。もちろん、我田引水的に特許制度や商標制度を教えることは避けるべきでしょう。しかし、日々の生活に発明という工夫が活かされていること、著作物が生み出されていること、経済活動を行うには商標というルールがあること、そしてその基盤として知的財産権制度があること、を学生のうちからは是非わかってもらいたいと思っています。知的財産支援センターは、これまでも学校教育活動を展開してきました。古谷会長のもと、今年度はさらに違ったアプローチを加えて学校教育支援を行います。

### 4. 最後に

今年度の執行役員会はその任についたばかりです。皆様のご指導とご鞭撻、更には、ご協力とご支援を仰ぎつつ、鋭意努力を重ねていきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。